(平成22年) 新年のご挨拶

商品取引業界の再興、発展に向けて

日本商品先物振興協会 会長 加 藤 雅 一

明けましておめでとうございます。

新年を迎え、皆様のご健勝を心よりお慶び申し上げます。

年頭に当り1年の抱負を申し上げます。

1年後の2011年初頭に、改正商品取引所法が「商品先物取引法」として施行されることから、本年をこの新法施行に向けた準備期間として位置づけたいと考えます。

新法の枠組みの最大のものは、商品先物取引についての横断的な規制体系となることです。一つの法律の下で、「国内商品取引所取引」、「海外商品取引所取引」、取引所外取引の「店頭商品先物取引」の受託等業務(ブローカー業務)を行うものは全て、「商品先物取引業者」として、主務大臣の許可が必要とされます。

行為規制については、プロ・アマ区分に応じて厳格に適用されることになります。法人営業に対しても個人営業を想定した一律の行為規制が適用されてきましたが、プロについては規制緩和され、一方、個人投資者(アマ)を対象の営業については、投資者からの要請のない勧誘は原則禁止されます。「不招請勧誘の禁止」と言われるもので、個人営業中心の事業者は、この1年間、新しいビジネス・モデルの構築を迫られることになります。

枠組み変化の一つとして、商品取引所と金融商品取引所との間の相互乗り入れについての制度整備が行われ、今夏には、施行されます。これを契機に、多様な商品取引を一元的に行う仕組みの構築と、平行的な取組としての共同清算機構の創設の検討も視界に入ってくるかもしれません。業としては、金融商品取引業からの新規参入も想定されます。

取引所の取引システムは、I T化時代において、極めて重要な取引基盤です。 東京工業品取引所の取引システムと東京穀物商品取引所との取引システムの一 元化ないし共通化は、今秋を目途に取組まれていますが、競争力強化と新規参 入上のコスト的観点等からは、より革新的な実現を期待されるところです。

ビジネスに深く関わる取組みとして、スパン証拠金をベースとした新証拠金制度の導入があります。内・外商品取引所取引の一体的規制、商品取引所と金融商品取引所との相互乗り入れの制度整備等の枠組み変化に合わせて、今後の金融商品との競合・融合を念頭に置くと、内外の証拠金制度との整合化・共通

化は、投資者にとって取引商品間の資金移動上の利便性を向上させることになります。2011 年初頭までには導入が見込まれます。

以上のように、新年を展望すると、新生の「商品先物取引業者」となるために、この1年間で取組み解決しなければならない課題は、どれ一つとして軽くはありません。個別に取組むと時間的にも財政的にもその負担は莫大となります。しかし、この一連の取組みを日本の商品市場の復活・再生の2011年とするための統合的戦略として位置づけ、市場の担い手としての気概をもって、何としても乗り切っていく必要があります。

しかし、「商品先物取引業」の社会的な認知は、並大抵のことではありません。なぜなら、この1年間は、主務大臣の許可を受けた「正規の商品取引員」と参入規制のない(非規制・無許可の)海外先物業者や店頭取引業者とが混在するからです。社会から見れば、商品先物業者は彼我の峻別ができない『渾然一体』の存在です。非規制業者の行為の結果であっても、一蓮托生の結果責任を求められることは過去の例から明らかです。それ故に、正規の許可商品取引員は、規律ある営業に徹し、自主規制機関である「日本商品先物取引協会」(日商協)を中心に自主規制を有効なものとし、対外的には、同協会の会員であることをアピールしていく必要があります。

商品先物取引知識の普及は、2011 年から、不招請勧誘の禁止や再勧誘の禁止の中で、登録外務員に依存することは極めて高いリーガル・リスクを負うことになります。2005 年の改正法施行以後、登録外務員は3分の1に減員し、新規委託者の参入は4分の1に減少しています。不招請勧誘の禁止は、これまでの商品知識普及のあり方を抜本的に改める契機となり、今後は、商品取引所を中心とした普及啓蒙が必要になると考えます。一定の商品知識が一般に普及して初めて、投資者の自発的な勧誘要請がなされる環境が整備され、外務員による規律ある営業の展開も容易になると考えます。

本年は、新生「商品先物取引業」の誕生を前にした「産みの苦しみ」の1年 として位置づけ事業に取組んでまいりたい。

皆様におかれましては、こうした当協会の決意と今後の取組をご理解いただき、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

以上